

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

### 告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件二件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件

○道路の区域を変更する件

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件四件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

## 規 則

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十五号

#### 福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県農業協同組合法施行細則（平成十二年福島県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二百三十一条第一項第十九号」を「第二百三十一条第一項第二十一号」に改め、同項第三号中「第二百三十一条第一項第二十号」を「第二百三十一条第一項第二十二号」に改める。

様式第五十四号中「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に改める。  
様式第五十四号の二中「第231条第1項第20号」を「第231条第1項第22号」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 福島県告示第四百七十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する区域

伊達郡川俣町飯坂字下戸入三番一の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

### 福島県告示第四百七十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定する区域

伊達郡桑折町大字伊達崎字大割東四十六番一及び字下川原四十三番一

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

### 福島県告示第四百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月九日  
福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド福島南店 福島県福島市太平寺字附屋敷五十四ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

(一) 交差点Bについては、開店後も円滑な交通処理が可能と予測し、また、安全確保のため、右折での退店を誘導しないこととします。しかしながら、開店後は、交差点Aが、入店する車と退店する車及びヨークベニマルに出入りする車で混雑し、交差点Bから右折退店する車の増加が予想され、事故発生の危険性が增大することから、交差点Bに信号機を設置するなど、十分な安全対策を行うこと。

2 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十四年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道会津 坂下山都 線	喜多方市山都町三津合 字塚田二九六番一地从 から	A	六・〇	一、二九九・二
	同 市山都町三津合 字殿戸三〇七五番地先 まで	B	一七・〇	七八〇・〇
	喜多方市山都町三津合 字塚田二九六番一地从 から		二六・〇	
	同 市山都町三津合			

公 告

字河原田四八五七番一 地先まで	喜多方市山都町三津合 字河原田四八五七番一 地先から	同 市山都町三津合 字河原田四八五七番一 地先まで	喜多方市山都町三津合 字塚田二九六番一 地先から	同 市山都町三津合 字河原田四八五七番一 地先まで	喜多方市山都町三津合 字河原田四八五七番一 地先まで
	変更後				
C 一八・〇〇 五三・〇〇	A 一〇・〇〇 二四・〇〇	B 一五・〇〇 三三・〇〇	C 一八・〇〇 三七・〇〇		
四四〇・〇	八一五・六	七二〇・〇	四八〇・〇		

(道路計画課)

公告第二百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月二十七日

公告二百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月一日

- 二 名称  
特定非営利活動法人電子データ保管管理機構
- 三 代表者の氏名  
佐藤 陽一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市荒井字清水田五十四番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、行政機関、民間企業、各種団体、NPO法人等に対して、工作物や道路・河川・インフラ整備等の記録や図面、履歴等に関する情報を電子データ化、保管・管理を行い、地域の安全対策、災害防止対策の策定やまちづくり計画策定などに寄与することを目的とする。又、業務に際しては身体に障害のある方、母子家庭の母親や高齢者を積極的に雇用し、その雇用拡大にも貢献することも目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月二十八日
- 二 名称  
NPO法人天使の唄
- 三 代表者の氏名  
阿部 美和
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市北沢又字下台前一番地の七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいをもつ人々やその家族に対して、豊かで安定した生活が営めるよう、必要な支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

二 名称  
特定非営利活動法人わ

三 代表者の氏名  
沼田 典雄

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市泉字宮内前一番地の二十一

五 定款に記載された目的  
この法人は、主に福島県全域に対して地域の活性化に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年九月二十七日

二 名称  
特定非営利活動法人のぞみ

三 代表者の氏名  
平栗 喜美江

四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市田村町母神字以市九十三番地

五 定款に記載された目的  
この法人は、市民(一般・老人・独居老人・障害者・精神障害者)に対して、歌謡講習及び歌謡発表会に関する普及事業を行い、市民のこころのケア又は、癒しの時間を共有し、地道に活動していくことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月一日

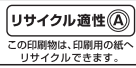
二 名称  
特定非営利活動法人Poco連人

三 代表者の氏名  
中村 洋二郎

四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市中町九番一号一F東

五 定款に記載された目的  
この法人は、子供たちから高齢者まで四世代が自然に交流できる豊かで明るいまちづくりを目指す。そのために各地方自治体及び公的機関、民間団体及び企業との協働により、お年寄りは生きがいを見つけ、子ども達はお年寄りが人生経験から得た智慧を楽しく学ぶ場をつくり、そして学術文化芸術振興活動又はスポーツ振興活動をとおりて男女共同参画社会形成の促進を促し、それらの人達が等しく生涯学習の機会を共有できるための活動を行ない、もって地域の社会福祉の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷